

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 02
保存期間	10年(令和17年12月31日まで)

秋 本 運 第 5 7 号
令 和 7 年 3 月 2 1 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

緊急自動車の運転資格の審査の実施要領の一部改正について（例規）

緊急自動車の運転資格の審査については、「緊急自動車の運転資格の審査の実施要領の一部改正について（例規）」（平成29年 1 月19日付け秋本運第89号。以下「旧例規」という。）に基づき実施しているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第32号）の施行に伴う所要の改正を行い、3 月24日から別添「緊急自動車の運転資格の審査の実施要領」のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は3 月23日をもって廃止する。

この担当 運転免許センター試験係（☎ 7 3 5 - 3 3 2 ～ 3 3 5）

別添

緊急自動車の運転資格の審査の実施要領

第1 審査の対象者

審査の対象は、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条第6項から第10項に定める年齢又は免許を受けていた期間に達しない者で、使用の本拠の位置が県内にある緊急自動車を緊急用務のため運転しようとする者とする。

第2 審査の申請

審査の申請は、審査を受けようとする者に係る緊急自動車の使用者（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条で定める使用者をいう。以下同じ。）を通じて緊急自動車運転資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。を秋田県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して行わせるものとする。

第3 審査の日時及び場所

1 日時

審査の日時は、交通部運転免許センター長（以下「免許センター長」という。）が指定するものとする。

2 場所

審査の場所は、交通部運転免許センターの場内コースとする。

第4 審査用自動車

審査に用いる自動車は、別添第1の「審査用自動車の基準」によるものとする。

第5 審査の内容及び実施

1 審査の内容

審査の内容は、別添第2の「審査の内容」のとおりとする。

2 免許センター長は、次の点に留意して審査を実施するものとする。

- (1) 他の技能試験等と同時に行わないこと。
- (2) 審査担当の試験官（以下「試験官」という。）は、あらかじめ審査に関する教養を受けた者の中から指定すること。
- (3) 試験官及び審査を受ける者には、乗車用ヘルメットを着用させること。
- (4) 審査時には、審査を受ける次番者を同乗させないこと。
- (5) 審査開始前、審査を受ける者に対して次の事項について指示すること。
 - ア 審査中における事故防止上の留意事項
 - イ 審査の内容
 - ウ 審査の判定及び中止
 - エ 審査コースの走行順路（実演走行は省略することができるものとする。）
- (6) 審査を受ける者の服装が運転に不適当な場合には、審査を延期すること。
- (7) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車（以下「自動二輪車」という。）に係る審査は、普通自動車又は自動二輪車で追尾して行うこと。
- (8) 審査を終了した者に対しては、審査結果に基づいて必要な指導をすること。

第6 審査の判定

1 審査の不合格及び中止

「審査の内容」の履行条件のいずれかを履行できなかった者又は次のいずれかに該当した者は不合格とし、これらの不合格事由の生じた時点で審査を中止することができるものとする。

- (1) 右側通行した者
- (2) 脱輪をした者
- (3) 転倒をした者
- (4) 試験官が危険防止のため補助した者

2 合否の決定

免許センター長は、上記不合格事由該当以外の者について、合否の決定を行うものとする。

3 判定結果の記録

試験官は、判定の結果を審査判定表（様式第2号）に記載し、免許センター長に報告するものとする。

第7 運転免許証への記載又は免許情報記録個人番号カードへの記録等

- 1 審査に合格した者で、運転免許証を有する者にあつては運転免許証の備考欄の最下段に、免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）を有する者にあつてはマイナ免許証の免許情報記録の備考欄に「緊急車（中型）運転可〇〇年〇月〇日秋田公委」と記載又は記録（以下「記載等」という。）を行うとともに、申請書にその旨を記入して保存しておくものとする。

なお、AT車を使用して審査に合格した者については、AT車以外の自動車（以下「MT車」という。）である緊急自動車を緊急用務のために運転することはできず、運転免許証の備考欄の最下段又はマイナ免許証の免許情報記録の備考欄には「緊急車（普通（AT車に限る））運転可〇〇年〇月〇日〇〇秋田公委」の例による記載等を行うものとする。この場合において、たとえ当該緊急自動車に対応する免許に付されているAT車に限る旨の条件が解除されたとしても、免許経験年数等に達するまでの間又は改めてMT車を使用して審査に合格するまでの間は、MT車の当該緊急自動車を緊急用務のために運転することはできないことに留意すること。

- 2 審査に合格した者が運転免許証又はマイナ免許証（以下「免許証等」という。）を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損するなどしたため免許証等に上記記載等を必要とする場合は、公安委員会において事実を確認の上、再交付された運転免許証又は新たに有することとなったマイナ免許証にこの記載等を行うものとする。

この場合において、その者について審査を行った公安委員会（以下「審査公安委員会」という。）が秋田県公安委員会以外のときは、その者に係る緊急自動車の使用者を通じて緊急自動車運転資格記載等申請書（様式第3号）を提出させ、審査公安委員会に電話等で審査の事実を確認した上、「緊急車（中型）運転可〇〇年〇月〇日（審査公安委員会に係る都道府県名）公委」と記載等を行うものとする。

- 3 免許センター長は、審査なしに緊急自動車を緊急用務のため運転する資格を有する者が運転免許証等にその旨の記載等を必要とする場合は、使用者を通じて緊急自動車運転資格記載等申請書を提出させ、事実を確認の上、「緊急車（普通・大自二）運転可（無審査）〇〇年〇月〇日秋田公委」の例による記載等を行うものとする。